

規制影響分析書

「第3号被保険者の不整合記録に係る再発防止策」について

平成23年10月

年金局事業管理課(中村博治課長) [主管課]

年金局年金課(梶尾雅宏課長) [関係課]

政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標と設定して政策を実施しています。本規制は、政策の体系上、次の下線部と関連しています。

【政策体系】

基本目標IV 地域で安心して健康に長寿を迎える社会を実現する

施策大目標6 「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、安心して信頼できる年金制度を確立する

施策中目標1 年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する

施策中目標2 公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図る

1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）

サラリーマン（第2号被保険者¹）の被扶養配偶者である第3号被保険者²（専業主婦等）については、第2号被保険者の退職などにより、実態としては第1号被保険者³となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとされている機関（不整合期間）を有する方が多数存在します。

この問題に関しては、2011（平成23）年1月1日以降、いわゆる「運用3号」の取扱いを行いましたが、国会等での議論も踏まえ、同年3月8日に発表した「第3号被保険者の記録不整合問題への対応について」（厚生労働大臣決定）において、この取扱いを廃止するとともに、立法措置による新たな抜本改善策の方向性と論点を示しました。

これを踏まえ、2011年4月以降、社会保障審議会の下に設置された「第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会」において抜本改善策に関する審議が行われ、同年5月に報告書が取りまとめられました。

¹ 厚生年金保険法等被用者年金各法の被保険者、組合員、加入者（民間サラリーマン、公務員）

² 第2号被保険者の配偶者であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの

³ 日本国国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、第2号被保険者及び第3号被保険者でないもの（自営業者等）

この報告書においては、抜本改善策の基本的な考え方として、「保険料に応じた年金給付という原則を踏まえ、制度への信頼を確保すること」、「できるだけ正しい記録を追求すること」等が示されました。また、抜本改善策の具体的な内容として、不整合期間については、年金の受給資格期間には算入されるが年金額には反映されない期間とした上で、過去10年間に生じた期間について保険料を納付できるようにすることや、現に不整合記録のある年金受給者については、保険料の納付がない限り、過去5年間に支払われた過払い額の返還を求めるとともに将来支給する年金額を減額すること、その場合に、高齢者の生活の安定の観点を考慮した配慮措置等を併せて講じること、第3号被保険者が配偶者の扶養から外れた際に当該配偶者が健康保険組合に加入している場合を含め、日本年金機構が必要な情報を入手して種別変更につなげること等が妥当とされました。

(現状・問題分析に関する指標)

	指標	H17	H18	H19	H20	H21
1	第3号被保険者数(年度末)	10,922千人	10,789千人	10,627千人	10,436千人	10,209千人
2	各年度の種別変更件数 <3号→1号>	767,707人	749,065人	725,512人	728,868人	715,806人
3	① 各年度の届出勧奨件数<3号→1号>	195,657人	191,406人	185,944人	201,928人	207,169人
	② 上記①のうち、その後本人から届出があって種別変更した件数	124,375人	99,110人	114,335人	129,843人	125,591人
	③ 上記①のうち、職権によって種別変更を行った件数	15,876人	27,098人	39,045人	42,201人	48,060人
	④ 各年度の届出勧奨による種別変更件数 (②+③)	140,251人	126,208人	153,380人	172,044人	173,651人
	⑤ 上記①のうち、住所不明等で種別変更を行えなかった件数	55,406人	65,198人	32,564人	29,884人	33,518人

(調査名・資料出所、備考等)

- ・ 日本年金機構の調べによる。(平成22年9月時点)
- ・ 3①は、配偶者である第2号被保険者の資格喪失情報及び協会けんぽ・共済組合からの被扶養配偶者の削除情報に基づいて届出勧奨を行った件数である(健保組合の被扶養配偶者の削除情報については、把握できていないことから届出勧奨の対象となっていない。)。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

(1) 内容・目的

第3号被保険者の不整合記録が発生する場合としては、次の2つの場合があります。

- ① 本人の収入が年間130万円以上となった場合等、配偶者の扶養から外れる場合
- ② 配偶者が第2号被保険者でなくなったことに伴い、第3号被保険者でなくなる場合

①について、その扶養外れ情報を日本年金機構が把握し、一定期間経過しても本人から第3号被保険者への種別変更の届出がない場合には、当該種別変更の勧奨状を送付する等の対応を行っていますが、配偶者が健康保険組合等に加入している場合には、本人が被扶養配偶者でなくなったことに関する情報を得ることができる仕組みとなっておらず、新たな不整合記録が発生する恐れがあります。

また、②については、配偶者が厚生年金に加入している場合には、法令上、厚生労働大臣（日本年金機構）が配偶者の第2号被保険者資格喪失情報を得ることができる仕組みとなっていますが、配偶者が共済組合に加入している場合については、現在は、共済組合からの任意の情報提供により対応しているだけであり、法令上、配偶者の第2号被保険者資格喪失情報を得ることができる仕組みとなっていません。

このため、新たな不整合記録の発生を防止するため、今般の法律改正において、以下のような規制を設けることとします。

- ・ ①の場合に関し、配偶者がいずれの医療保険に加入している場合でも本人から被扶養配偶者でなくなったことに関する情報を得ることができるように、今般の法律改正において、第3号被保険者であった者に対し、その配偶者の被扶養配偶者ではなくしたことについて、事業主・共済組合を経由して、その旨を厚生労働大臣へ届け出ることを義務付けること。
- ・ ②の場合に関し、今般の法律改正において、共済組合等は、厚生労働大臣に対し、その組合員又は加入者たる第2号被保険者でなくなったことに関して必要な情報の提供を行うことを義務付けること。

(2) 根拠条文

国民年金法（昭和34年法律第141号）第12条の2、第108条の2の2

※ 上記条項は、今般の改正により新設。

3. 便益及び費用の分析

*便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

*費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

(1) 期待される便益

【第3号被保険者であった者への便益】（便益分類：A）

第3号被保険者からの種別変更に係る勧奨が行われ、不整合な年金記録となることを防止するとともに、実態に即した正しい被保険者種別の下での保険料賦課や年金の給付がなされることとなります。

【社会への便益】（便益分類：A）

第3号被保険者に係る不整合な年金記録の発生が防止され、実態に即した正しい被保険者種別の下での保険料賦課や年金の支給がなされることにより、被保険者間で公平な保険料賦課や年金の給付がなされることとなります。

（2）想定される費用

【遵守費用】（費用分類：B）

共済組合からの第2号被保険者資格喪失情報の提供については、今般、義務規定とするものですが、現在においても、共済組合からの任意の提供を受けていることから、新たな費用としては発生しません。

配偶者が健康保険組合に加入している第3号被保険者は、医療保険において扶養から外れる場合の届出が必要であり、当該情報を活用した届出事務の負担軽減を図ることとしていることから現状と同等です。

【行政費用】（費用分類：C）

第3号被保険者からの届出の受理に係る事務費用が発生します。

※ 共済組合からの第2号被保険者資格喪失情報の提供については、今般義務規定とするものですが、現在においても、共済組合からの任意の提供を受けていることから、新たな費用としては発生しません。

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

その他の社会的費用は発生しないと考えられます。

（3）便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

本規制の新設により、行政費用等が一定程度発生しますが、本規制は、第3号被保険者からの種別変更の届出を確実に行っていただくことにより、実態に即した正しい被保険者種別の下での保険料賦課や年金の給付を行うために設けるものです。仮に、本規制を設けなかった場合、第3号被保険者からの種別変更を届け出なかった者の不整合記録が生じ続け、実態に即さない正しくない被保険者種別の下での保険料賦課や年金の支給が行われることになり、本来賦課すべき保険料が納付されるための是正費用や、本来不要な年金の給付など膨大な費用が発生することになることを踏まえると、本規制は、第3号被保険者の不整合記録の再発防止のために適切な手段であると考えています。

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

新たな不整合記録の発生を防止するため、厚生労働大臣（日本年金機構）から、全ての第3号被保険者に対し、毎年、第3号被保険者の資格があるかどうかの届出を義務付けます。

(2) 代替案の便益及び費用の分析

*便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入しています。

*費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」「B：現状維持と同等」「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入しています。

① 期待される便益

【第三号被保険者への便益】（便益分類：A）

第3号被保険者からの種別変更に係る勧奨が行われ、不整合な年金記録となることを防止するとともに、実態に即した正しい被保険者種別の下での保険料賦課や年金の支給がなされることとなります。

なお、配偶者が健康保険組合に加入している第3号被保険者は、医療保険において扶養から外れる場合に届出を行っており、これとは別に毎年一定時期に届出を行うのは、第3号被保険者の事務負担となる面があります。

【社会への便益】（便益分類：A）

第3号被保険者に係る不整合な年金記録の発生が防止され、実態に即した正しい被保険者種別の下での保険料賦課や年金の支給がなされることにより、被保険者間で公平な保険料賦課や年金の給付がなされることとなります。

ただし、本人からの届出によっており、届出をしない者が発生することが考えられます。

② 想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

全ての第3号被保険者に、届出に係る費用が発生します。

【行政費用】（費用分類：C）

全ての第3号被保険者からの届出がなされるよう、届出を求める郵送物を送付する費用や、当該届出の送付や受付処理等について事務費が発生します。

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

本人からの届出によっており、意図的に第1号被保険者とならない者が生じ、社会的な公平性に悪影響を与える可能性があります。

③ 便益と費用の関係の分析結果（新設・改廃する規制との比較）

代替案では、第3号被保険者からの種別変更の届出を確実に行っていただくことにより、実際に即した正しい被保険者種別の下での保険料賦課や年金の支給がなされるという本規制と同様の便益があるが、全ての第3号被保険者約1,020万人に対する届出の義務を課すこととなることから、本規制と比べ、第3号被保険者の届出に係る費用及び厚生労働大臣（日本年金機構）が届出を受理する費用は膨大なものとなること、全ての第3号被保険者に新たな事務負担がかかること、意図的に第1号被保険者とならない者が発生することによるモラルハザードが起きること等から、代替案と比べ、本規制の方が適切であると考えています。

5. 有識者の見解その他関連事項

社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会報告書（平成23年5月20日）において、以下のような意見を得ています。

（8）新たな不整合期間が生じないようにするための方策について

- ・ 種別変更の届出が必要となる様々なケースについて適切に届出が行われるよう、制度の周知や啓発を行うとともに、被保険者が自分の年金記録等を確認する仕組みにおいて、不整合の事実により容易に気付くことができるようになるための改善が必要である。
- ・ 同時に、届出が必要であると本人が気がつかなかった場合でも、記録が不整合のままとなってしまわないようにするための行政の取組みが必要である。現在、第3号被保険者に関する不整合期間があることを把握した場合には種別変更の勧奨状を送付する等の対応を行っているが、一部の不整合期間については把握できる体制となっていないこと等から、今後は、
 - ① 第3号被保険者が配偶者の扶養から外れた際に当該配偶者が健康保険組合に加入している場合を含め、日本年金機構が必要な情報を入手して種別変更につなげることや、
 - ② 第3号被保険者であった者に種別変更の勧奨状を送付した際に、宛先不明で返戻される場合でも職権による種別変更を行うこと

など、費用対効果にも留意しつつ、新たな不整合期間が生じないようにするための更なる対策を講ずる必要がある。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

法案の附則において、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。